

前回に引き続き、育児休業についてです。



城間先生

Q

従業員から育児休業の申請があるのですが、育児休業期間は子が1歳に到達するまでと考えていいのでしょうか？



事務担当者

A

はい。原則として子が1歳になるまでが対象の期間となりますが、子が1歳に達する日以前に配偶者が育児休業している場合、本人は子が1歳2カ月に達するまで育児休業をすることが認められます（パパママ育休プラス制度）いわゆる共働きに対する育休制度です。また、子が1歳を超えても認可保育園に入れない等、特別に休業が必要と認められた場合には、子が2歳に達するまでの間、育児休業を延長することもできます。

Q

わかりました。私の会社では育児休業期間中の賃金は無給としていますが、雇用保険からの育児休業給付金の支給額の大まかな計算式を教えてください。

A

休業期間中給料が支払われない、または一定以上減額される場合には、雇用保険から支給される「育児休業給付金」がありますよ。支給額は賃金日額 × 支給日数（暦の日数）× 67% となります。なお、育児休業の開始から6カ月経過後は支給率が50%となります。

Q

よくわかりました！育児休業中の社会保険料は会社が手続きを行うことで免除されるのですか？

A

はい。社会保険料については産前産後休業中、育児休業中の健康保険料、厚生年金保険料は会社の申し出により、本人・事業主の保険料が免除されます。健康保険組合加入者については、健康保険組合にも届け出が必要です。なお免除された期間の標準報酬については、保険給付、年金には影響しません。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

5月7日（金）、14日（金）、21日（金）、28日（金）

6月4日（金）、11日（金）、18日（金）、25日（金） 各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談

